

村有地を売却します。

物件	①旧間瀬保育園跡地	②旧和納駐在所跡地
所在地	岩室村大字間瀬字新村4488番地1	岩室村大字和納字五百野6855番地1
売却目的	住宅用地	住宅用地
地目	宅地	宅地
面積	1,163.66㎡	269.33㎡
売却方法	一括売却(一般競争入札による)	一括売却(一般競争入札による)
予定価格	(最低売却価格) 8,060,000円	(最低売却価格) 7,590,000円
契約の条件	・住宅用地(別荘地を含む)としての利用 ほか	・住宅用地としての利用(一構地としての利用を含む) ・道路拡幅時の協力義務 ・契約締結日から10年間の転売禁止 ほか

現地説明

4月8日(木)・9日(金)・12日(月)の3日間
 現地説明を希望する人は、午前9時～午後4時の間で、都合のいい日時を電話で連絡してください。

入札・開札

■とき 4月27日(火)
 午後1時～4時(入札)・午後4時(開札)
 ■ところ 役場2階 入札室

※物件及び入札の手順については詳しい資料を配布しますので、必ずご確認ください。

申込み・お問い合わせ 岩室村総務課 財政係 ☎82-4111

岩室駅東側の駐車場、駐輪場をご利用ください。

昨年、村では岩室駅周辺の環境整備と駅利用者の利便性向上を図るため、駅東側の周辺整備工事を行いました。12月の完成後は冬季に入ったため、悪天候や積雪により公園や駐輪場など、利用しにくい状況でしたが、4月に入り過ごしやすくなり季節となりました。皆さん、どうぞ駅東側の公園・駐車場・駐輪場等をご利用ください。

利用に際しての注意事項

- ◎駐車場、駐輪場及び公園内にゴミ・空き缶などの投げ捨てはやめましょう。
- ◎駐車場をより多くの人から利用してもらうため、長時間にわたる駐車はご遠慮ください。

平成16年4月1日より

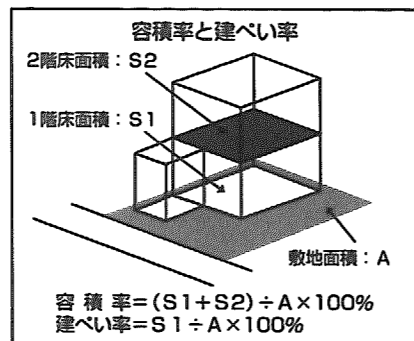
緑地等の保全を図り、良好な環境を確保するために 都市計画区域内における 建築物の容積率が変わります。

建築基準法では、これまで都市計画区域の「白地地域(用途指定のない地域)」は、将来の土地利用が明確でないことから、比較的緩やかな制限である容積率400%、建ぺい率70%が一般的に適用されてきました。しかし、実情は、容積率400%を下回る低密度な土地利用が進んでおり、いったん高容積の建築物が建築された場合、日照、通風、採光、道路交通などの環境悪化を招くおそれがあります。

よって、平成12年の法改正では、土地利用の状況などを考慮して、建築形態制限を定めるように改正されました。

これにより、新潟県では「白地地域」の容積率と建ぺい率などを改正し、適正な土地利用の促進、居住環境の改善を図ります。

岩室村	改正前	改正後
容積率 [敷地面積に対する 総床面積の割合]	400%	200%
建ぺい率 [敷地面積に対する 建築面積の割合]	70%	70% (変更なし)



お問い合わせ 岩室村建設課
 ☎82-5723

岩室都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(マスタープラン)を策定します。

平成12年5月の都市計画法の改正により、新潟県は平成16年5月までに、新潟県内の全ての都市計画区域において、都市計画区域マスタープランを策定することになりました。このことにより、自然環境や農地の保全、周辺環境の維持・形成などを目的として、「白地地域等の土地利用方針」を定め、この白地地域を、自然地域、農業地域、集落地域、歴史集落地域、混合地域及び特定地域として区分し、各地域の特性に即した土地利用を誘導します。今後はこのマスタープランに基づき、都市づくりを行っていくこととなります。

お問い合わせ
 岩室村企画調整課
 ☎82-5728

国民年金は老後だけのもの?

先日、障害年金を受けている人取材したテレビ番組を見ました。国民年金は、老後のものだと思っていた私は少し驚いています。詳しく障害年金について教えてください。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」など、今の皆さんの生活を保障するものでもあります。障害基礎年金は、国民年金加入中や20歳前の病気やケガによって障害等級表(1級・2級)に定める障害の状態になったときに受けられるもので、年金額は次のとおりです。

- ◆1級障害 996,300円
- ◆2級障害 797,000円 ※1級・2級ともに15年度の額です。

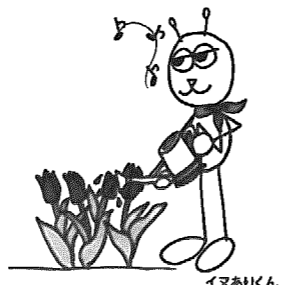
また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子(18歳になる年度末までの子が、20歳未満の障害の状態にある子)があるときには加算があります。

- 2人目まで(1人につき) 229,300円
- 3人目以降(1人につき) 76,400円

ただし、年金を受けるためには、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間や免除を受けた期間が3分の2以上あることが必要です(初診日が平成18年3月31日以前の場合は特例制度があります)。

詳しくは、三条社会保険事務所または、岩室村住民課住民係にお問い合わせください。

お問い合わせ
 三条社会保険事務所
 ☎0256-32-2821
 または 岩室村住民課 住民係 まで



国民年金からのお知らせ

住民課
 ☎82-5713